

宜野湾市消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	宜野湾市消防本部
任命権者	消防長 浜川 秀雄
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年計画）
宜野湾市消防本部における障がい者雇用に関する課題	<p>宜野湾市消防本部においては、職員定数は91人の機関（会計年度任用職員2名を含むと93人）であるが、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>当機関における勤務体系は、毎日勤務と隔日勤務の2種があり、一般的に前者を事務職員、後者を現場職員と呼ぶ。</p> <p>※令和2年4月1日時点の職員内訳（毎日勤務職員：22人、隔日勤務職員：71人）</p> <p>障がい者雇用の対象となるのは毎日勤務であるが、消防業務においては「市民の生命、身体及び財産を守る」ことが基本理念となり、身体強健な職員を採用してきており、障がい者雇用に関する組織的な体制整備は特段行っていない。</p> <p>現状としては、毎日勤務職員として総務課に新たに会計年度任用職員1人を増員し、「文書收受・簿冊整理・その他庶務」専属とすることが想定できるが、市としての会計年度任用職員の採用状況等を鑑み、予算の確保等も含め、諸課題を整理する必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	○計画期間内に障がい者（1名）の採用を検討し、令和7年4月1日からの方針を定める。
②定着に関する目標	なし ※今後、障がい者を採用した場合、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	<p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいの排除又は特定の障がいの限定 ・自力で通勤できること等の条件の設定 ・介助者なしで業務遂行が可能等の条件の設定 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件の設定 ・特定の就労支援機関からのみの受入れ
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ、障がい者活躍の場の拡大を推進する。

※「害」の表記については、法令等にある表記や固有名詞が使用されている場合を除き、ひらがなを用いています。